

旭川医科大学病院身体的拘束最小化チーム細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年5月14日病院長裁定)

旭川医科大学病院身体的拘束最小化チーム細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院身体的拘束最小化チーム細則（令和6年11月13日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (組織) 第5条 チームは、次に掲げる構成員をもって組織する。 (1) 専任の医師又は専任の歯科医師 若干人 (2) 専任の看護師 1人 (3) 薬剤師 1人 (4) <u>医療ソーシャルワーカー</u> 1人 (5) 医療支援課長 (6) その他チームが必要と認める者 若干人 (略) <u>附 則</u> <u>この細則は、令和7年5月14日から施行し、令和7年5月1日から適用する。</u> 【改正理由】 院内で使用する職名を統一するため、所要の改正を行うものである。	(略) (組織) 第5条 チームは、次に掲げる構成員をもって組織する。 (1) 専任の医師又は専任の歯科医師 若干人 (2) 専任の看護師 1人 (3) 薬剤師 1人 (4) <u>メディカルソーシャルワーカー</u> 1人 (5) 医療支援課長 (6) その他チームが必要と認める者 若干人 (略)